

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

扶養親族の所属の振分け

Q: 私達は共働きのサラリーマン夫婦です。3人いる子供は、年末調整の際、夫婦どちらの扶養親族にしてもよいのでしょうか。

A: 2人以上の所得者に共有する扶養親族の所属はそれらの人が提出する申告書等に記載されたところで取り扱うことになっています。

ご質問のような共稼ぎのサラリーマン夫婦の場合、その子供は父母いずれかの「扶養控除等申告書」に扶養親族として記載され、それによって所得税が徴収されることとなりますが、夫婦どちらの扶養控除の対象にするかは自由に選択できます。

扶養控除等申告書は、年初に会社に提出している場合が多いと思います。

しかし、夫の扶養親族として提出していても、妻の収入が大幅にアップしたので、妻の扶養親族とした方が有利になったというような場合には、夫婦それぞれが、改めて「扶養控除等申告書」を提出すれば、扶養親族の所属を変更させることができます。

ご質問の場合、子供が3人ということですから、全員を夫の扶養親族とするだけでなく、下記のように全部で4通りの中から一番有利なものを選ぶことができます。

- ① 夫3人・妻0人 ② 夫2人・妻1人
③ 夫1人・妻2人 ④ 夫0人・妻3人

つまり、夫婦2人あわせた税金が最も少なくなるように、子供を夫婦いずれかの扶養親族に振り分ければよいことになります。

